

○伊豆の国市屋外広告物条例施行規則

平成28年12月26日規則第34号

改正

平成31年3月29日規則第15号

令和元年6月28日規則第5号

伊豆の国市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆の国市屋外広告物条例（平成28年伊豆の国市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別規制地域の区分)

第2条 条例第3条の特別規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、特別規制地域を、第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域に区分するものとする。

2 第1種特別規制地域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 条例第3条第1号に規定する区域
- (2) 条例第3条第2号に規定する区域
- (3) 条例第3条第3号に規定する区域
- (4) 条例第3条第4号に規定する区域
- (5) 条例第3条第5号に規定する区域
- (6) 条例第3条第9号に規定する区域
- (7) 条例第3条第11号に規定する区域

3 第2種特別規制地域は、第1種特別規制地域以外の特別規制地域の区域とする。

(普通規制地域の区分)

第3条 条例第5条の普通規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、普通規制地域を、第1種普通規制地域及び第2種普通規制地域に区分するものとする。

2 第1種普通規制地域は、第2種普通規制地域以外の普通規制地域の区域とする。

3 第2種普通規制地域は、条例第5条第1号に規定する区域のうち次に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた商業地域
- (2) 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域のうち市長が指定する区域

(経過措置)

第4条 一の地域又は場所が、第2種特別規制地域から第1種特別規制地域に変更になった際又は第2種普通規制地域から第1種普通規制地域に変更になった際現にその地域内において適法に表示している屋外広告物（以下「広告物」という。）又は設置している広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）については、当該変更のあった日から起算して3年間（当該広告物又は掲出物件が条例第4条第3項各号に掲げるものである場合にあっては、30日間）は、別表第1又は別表第2の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

(適用除外の基準)

第5条 条例第6条第1項第2号及び第4号、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第9号並びに同条第3項第1号の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(整備地区の指定)

第6条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 整備地区（条例第7条第1項の整備地区をいう。以下同じ。）の名称
- (2) 整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）

第7条 市長は、整備地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、当該整備地区の指定の案（以下「指定案」という。）を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 区域
- (2) 名称
- (3) 基本方針
- (4) 整備基準
- (5) 指定案の縦覧場所

2 前項の規定による公告があったときは、当該整備地区の住民、当該整備地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者、広告物又は掲出物件を管理する者及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、整備地区の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

第8条 市長は、条例第28条第1号の規定により、整備地区の指定又はその指定の変更若しくは解除について伊豆の国市景観審議会に諮問しようとするときは、前条第2項の規定により提出され

た意見書（同条第3項の規定により準用される場合を含む。）の要旨を伊豆の国市景観審議会に提出するものとする。

（許可の申請）

第9条 条例第10条第1項の申請書は、様式第1号による屋外広告物許可申請書とする。

2 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置の期間
- (2) 工事施行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに工事施行者が屋外広告業を営む者である場合にあっては、その者の屋外広告業届出済証の番号
- (3) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日

3 条例第10条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示す天然色写真
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の配置図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（許可の基準）

第10条 条例第11条の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

（堅ろうな広告物等）

第11条 条例第13条第1項ただし書及び条例第17条第1項の規則で定める堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件は、鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告塔、広告板その他これらに類するもののうち建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により確認を要するもの又はこれに類するものとする。

（許可の期間の更新の申請）

第12条 条例第13条第2項の規定による許可の期間の更新の申請は、様式第2号による屋外広告物許可期間更新申請書を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、表示している広告物又は設置している掲出物件が条例第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあっては、この限りでない。

- (1) 申請前1月以内に撮影した広告物又は掲出物件の天然色写真

(2) 申請前3月以内に行った様式第3号による屋外広告物点検報告書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 前条の堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件について第1項の許可の期間の更新の申請をする場合においては、前項第2号の規定により添付しなければならない屋外広告物点検報告書の点検実施者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号。以下「県条例」という。）第24条第1項第1号又は第4号に掲げる者

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者であつて、県条例第24条第1項第2号又は第3号に掲げる者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有するものとして市長が別に定める者

（変更等の許可の申請）

第13条 条例第14条第1項の規定による変更又は改造の許可の申請は、様式第4号による屋外広告物変更・改造許可申請書を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び設計図

(3) 変更又は改造の前後を比較できる色彩及び意匠を表す図面

(4) 広告物又は掲出物件の天然色写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（軽微な変更等）

第14条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

(1) 広告物又は掲出物件の色彩、意匠又は形状に変更を加えない程度に修繕し、補強し、又は塗り変えること。

(2) 広告物又は掲出物件の位置及び形状を変更することなく、興行等の内容を表示する広告物を定期的に変更すること。

（許可の証票等）

第15条 条例第15条の規則で定める許可の証票は、様式第5号による屋外広告物許可証とする。

2 条例第15条ただし書の規則で定める許可の証印は、様式第6号による屋外広告物許可済証とす

る。

(届出)

第16条 条例第18条第1項の規定による届出は、様式第7号による堅ろうな広告物管理者設置(変更)届を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届書には、条例第17条第2項各号に掲げる者に該当することを証する書面又はその写しを添付しなければならない。

3 条例第18条第2項の規定による届出は、様式第8号による屋外広告物設置者変更届を市長に提出して行うものとする。

4 条例第18条第3項の規定による届出は、様式第9号による屋外広告物設置者(堅ろうな広告物管理者)の氏名(名称、住所)変更届を市長に提出して行うものとする。

5 条例第18条第4項の規定による届出は、様式第10号による屋外広告物滅失届を市長に提出して行うものとする。

(除却届)

第17条 条例第19条第2項の規定による届出は、様式第11号による屋外広告物除却届を市長に提出して行うものとする。

(違反広告物等である旨の表示)

第18条 条例第22条第1項の表示は、様式第12号又は様式第13号による標章を貼り付け、又は取り付けて行うものとする。

2 条例第22条第2項の表示は、様式第14号又は様式第15号による標章を貼り付け、又は取り付けて行うものとする。

(身分証明書)

第19条 条例第24条第2項の身分を示す証明書は、様式第16号による身分証明書とする。

(保管した広告物等の公示場所等)

第20条 条例第25条第3項の規則で定める様式は、様式第17号による。

2 条例第25条第3項の規則で定める場所は、広告物及び掲出物件を所管する課とする。

(競争入札における掲示事項等)

第21条 条例第26条第4項及び第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 入札執行の場所及び日時

(2) その他市長が必要と認める事項

(広告物等の返還に係る受領書の様式)

第22条 条例第27条の規則で定める様式は、様式第18号による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(屋外広告物条例施行細則の廃止)

2 屋外広告物条例施行細則（平成17年伊豆の国市規則第99号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に廃止前の屋外広告物条例施行細則の規定及び様式により提出されている申請書等は、この規則の相当規定及び様式により提出された申請書等とみなし、当分の間、使用することができる。

(準備行為)

4 条例第7条第1項の規定による指定に関し必要な行為は、この規則の施行の日前において、第6条から第8条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成31年3月29日規則第15号）

(施行期日)

1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。ただし、様式第14号及び様式第15号の改正は公布の日から、様式第3号の改正規定「

		補修を要する 不良な場所の 有無	補修の概要	
			補修年月日	補修内容
点検項目	1 取付（支持）部分の変形 又は腐食	有 無	年 月 日	
	2 主要部材の変形又は腐食	有 無	年 月 日	
	3 ボルト、ビス等のさびの 状況	有 無	年 月 日	
	4 表示面の汚染、退色又は はく離	有 無	年 月 日	
	5 表面の破損	有 無	年 月 日	

	6 その他特に点検した場所	有 無	年 月 日	
--	---------------	-----	-------	--

」を「

点検箇所	点検項目	補修を要する不良箇所	補修の概要	
			補修年月日	補修の内容
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	年 月 日	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	年 月 日	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	年 月 日	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有 無	年 月 日	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有 無	年 月 日	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	年 月 日	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	年 月 日	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有 無	年 月 日	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	年 月 日	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	年 月 日	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	年 月 日	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	年 月 日	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	年 月 日	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	年 月 日	

その他	1 附属部材の腐食、破損	有 無	年 月 日	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	年 月 日	
	3 その他点検した事項 ()	有 無	年 月 日	

」に改める部分に限る。以下同じ。)は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(様式第3号の改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の伊豆の国市屋外広告物条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)様式第3号の規定は、様式第3号の改正規定の施行の日以後に行う広告物(伊豆の国市屋外広告物条例(平成28年伊豆の国市条例第42号。以下この項において「条例」という。)第1条に規定する広告物をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び掲出物件(条例第1条に規定する掲出物件をいう。以下この項及び次項において同じ。)の点検に係る新規則第12条第2項第2号の屋外広告物点検報告書に適用し、同日前に行った広告物及び掲出物件の点検に係るこの規則による改正前の伊豆の国市屋外広告物条例施行規則第12条第2項第2号の屋外広告物点検報告書については、なお従前の例による。
- 3 この規則(様式第3号の改正規定を除く。以下この項及び次項において同じ。)による改正後の伊豆の国市屋外広告物条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第12条及び様式第3号の規定は、この規則の施行の日以後に行う広告物及び掲出物件の点検に係る新規則第12条第3項の点検実施者及び新規則第12条第2項第2号の屋外広告物点検報告書に適用し、同日前に行った広告物及び掲出物件の点検に係るこの規則による改正前の伊豆の国市屋外広告物条例施行規則(以下この項及び次項において「旧規則」という。)第12条第3項の点検実施者及び旧規則第12条第2項第2号の屋外広告物点検報告書については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和元年6月28日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1（第5条関係）

1 条例第6条第1項第2号の基準

(1) 共通基準

ア 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。

イ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。

ウ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。

エ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。

オ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。

カ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。

キ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

ク 色彩は、その周辺の景観と著しく不調和でないこと。

(2) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別 規制地域に おいて表示 し、又は設置 する場合（禁 止物件に表 示し、又は設 置する場合 を含む。）	第2種特別 規制地域に おいて表示 し、又は設置 する場合（禁 止物件に表 示し、又は設 置する場合 を含む。）	第1種普通 規制地域に おいて表示 し、又は設置 する場合（禁 止物件に表 示し、又は設 置する場合 を含む。）	第2種普通 規制地域に おいて表示 し、又は設置 する場合（禁 止物件に表 示し、又は設 置する場合 を含む。）	特別規制地 域及び普通 規制地域以 外の地域に おいて禁止 物件に表示 し、又は設置 する場合
1 広 告塔、	(1) 野立てのも の	(ア) 高さ は、広告塔	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以 下、広告板にあつては地上5メートル以下であるこ			

<p>広告 板そ の他 これ らに 類す るも の</p>		<p>にあつて は地上10 メートル 以下、広告 板にあつ ては地上 5メート ル以下で あること。 (イ) 表示 面積の合 計は、30平 方メート ル以内で あること。 ただし、広 告塔の場 合は、1面 30平方メ ートル以 内とする。</p>	<p>と。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p>		
	<p>(2) 建築 物を 利用 する もの</p>	<p>ア 屋上 に設置 するも の</p>	<p>(ア) 高さ は、建築物 の高さの 3分の2 以下で、か つ、5メー トル以下 であるこ</p>	<p>(ア) 高さ は、建築物 の高さの 3分の2 以下で、か つ、10メー トル以下 であるこ</p>	<p>(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>

		と。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	と。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	
	イ 壁面から突き出すもの	(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。	(ア) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。	
	ウ 壁面を利用するも	(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であ	(ア) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただ	

	の	<p>ること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>し、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
(3)	ア 塀を利用するもの	<p>(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>

			ないものであること。	
		イ	アーケードに添加するもの	(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。 (イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。
		ウ	電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	(ア) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。 (イ) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
		エ	消火栓標識柱を利用するもの	つり下げるもの (ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 個数は、1本につき1個であること。
2	貼り紙、貼り		壁面及び塀を利用するもの	(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内である

<p>札、立 看板 その他 これら に類 する もの</p>		<p>分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>こと。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
<p>3 そ の他 の広 告物 等</p>	<p>(1) アドバルーン</p> <p>(2) 広告幕及び 広告網</p>	<p>表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。</p> <p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの a 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面</p>

		<p>15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>c 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
(3) のぼり		<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>	

2 条例第6条第1項第4号の基準

- (1) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内であること。
- (2) 個数は、1施設又は1物件につき1個であること。

3 条例第6条第2項第1号の基準

- (1) 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が5平方メートル以内であること。

(2) 普通規制地域において表示し、又は設置する場合

ア 第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が10平方メートル以内であること。

イ 第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が20平方メートル以内であること。

4 条例第6条第2項第2号の基準

表示面積は、一の土地又は物件につき5平方メートル以内であること。

5 条例第6条第2項第3号の基準

(1) 工事の期間中に限り表示するものであること。

(2) 設計者、工事施行者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合（法令の規定に基づき表示する場合を除く。）においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該板塀その他これに類する仮囲いの外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の20分の1以内であること。

6 条例第6条第2項第6号の基準

(1) 電車に表示するもの

ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横0.25メートル以下で、前面及び後面につき各1個であること。

(2) 乗合自動車に表示するもの

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく登録を受けた乗合自動車のうちその本拠の位置が市の区域内に存するものに表示するもの

(ア) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

(イ) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。

イ アに掲げるもの以外のもの

市以外の区域に適用される屋外広告物に関する条例の規定に従って適法に表示されているものであること。

7 条例第6条第2項第9号の基準

(1) 野立てのもの

ア 高さは、地上5メートル以下であること。

イ 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

(2) 壁面を利用するもの

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

(3) 塀を利用するもの

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

8 条例第6条第3項第1号の基準

(1) 共通基準

ア 物件の両端等から突き出ないものであること。

イ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。

ウ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。

エ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。

オ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。

カ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。

キ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。

ク 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

(2) 個別基準

ア 第1種特別規制地域、第2種特別規制地域又は第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

(イ) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その平面の面積の10分の1以内であること。ただし、その平面の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。

イ アに掲げる地域以外の地域において表示し、又は設置する場合

表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

別表第2 (第10条関係)

1 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- (8) 色彩は、その周辺の景観と著しく不調和でないこと。

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

広告物等の種類		第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
1 広告塔、広告板その他これらに	(1) 野立てのもの	ア イの地域以外の地域 (ア) (イ)及び(ウ)以外のもの a 高さは、広告塔にあつては地上15メートル	(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの a 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地

<p>類するもの</p>		<p>以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。</p> <p>b 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p> <p>c 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「事業所等」という。）に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（以下「自家広告物等」という。）以外の屋外広告物で、道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的としな いもの（以下「一般広告」という。）の表示内容は、矢印、距離等の案内し、又は誘導するための表示のないも</p>	<p>上5メートル以下であること。</p> <p>b 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p> <p>(ウ) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの</p> <p>a 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。</p> <p>b 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれ</p>
--------------	--	--	--

		<p>のであること。</p> <p>(イ) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号の標識</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p> <p>(ウ) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの（道路法施行令第7条第1号の標識を除く。以下「案内図板等」という。）</p> <p>a 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。</p> <p>b 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただ</p>	<p>の裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。</p> <p>d 案内広告は、案内し、又は誘導する事業所等の名称、矢印、距離等必要最小限の表示とし、サービス内容、商品名、住所、電話番号等、又は案内し、若しくは誘導するための地図の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。</p> <p>e 写真、絵（商標を除く。）の表示のないものであること。</p> <p>f 案内広告に表示された矢印、距離その他の案内</p>
--	--	---	--

		<p>し、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。</p> <p>d 案内広告は、案内し、又は誘導する事業所等の名称、矢印、距離等必要最小限の表示とし、サービス内容、商品名、住所、電話番号等、又は案内し、若しくは誘導するための地図の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示で</p>	<p>又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字を表示しないものであること。</p> <p>g 案内広告の地の色彩が、明度3以上、かつ、彩度8以下のものであること。</p> <p>h bの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広</p>
--	--	--	---

		<p>きるものとする。</p> <p>e 写真、絵（商標を除く。）の表示のないものであること。</p> <p>f 案内広告に表示された矢印、距離その他の案内又は誘導を目的とした表示（案内又は誘導に係る事業所等の名称を除く。以下同じ。）の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字を表示しないものであること。</p> <p>g 案内広告の地（文字及び矢印以外の部分をいう。以下同じ。）の色彩が、明度（日本産業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。）3以上、かつ、彩度（日本産業規格の</p>	<p>告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</p>
--	--	--	---

		<p>マンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。)</p> <p>8以下のものであること。</p> <p>h bの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに</p>	
--	--	--	--

		<p>限る。)を表示することができる。</p>	
		<p>イ 条例第5条第3号に規定する区域であって、条例第3条第6号若しくは条例第5条第2号に規定する道路から100メートル未満の地域又は条例第3条第6号若しくは条例第5条第2号に規定する鉄道から500メートル未満の地域</p> <p>(ア) 案内図板等</p> <p>a 事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。</p> <p>b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるとき</p>	

		<p>は、この限りでない。</p> <p>c 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> <p>d 高さが、地上5メートル以下であるものであること。</p> <p>e 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>f 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他こ</p>	
--	--	--	--

		<p>れらに類するものを使用しないものであること。</p> <p>g 案内広告は、案内し、又は誘導する事業所等の名称、矢印、距離等必要最小限の表示とし、サービス内容、商品名、住所、電話番号等、又は案内し、若しくは誘導するための地図の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。</p> <p>h 写真、絵（商標を除く。）の表示のないものであること。</p> <p>i 案内広告に表示された矢印、距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字を</p>	
--	--	--	--

		<p>表示しないものであること。</p> <p>j 案内広告の地の色彩が、明度3以上、かつ、彩度8以下のものであること。</p> <p>k eの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を</p>	
--	--	---	--

		<p>表示することができる。</p> <p>(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識</p> <p>道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p> <p>(ウ) 自家広告物等</p> <p>a 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>b 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p>	
(2) 建築物を利用するもの	ア 屋上に設置するもの	<p>(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>	
	イ 壁面から突き出すもの	(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内と	(ア) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。

		<p>し、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路の上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	<p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路の上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>
	ウ 壁面を利用するもの	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出な</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>

			<p>いものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(オ) 一般広告の表示内容は、矢印、距離等の案内し、又は誘導するための表示のないものであること。</p>	
(3) 工	ア	塀を利用するもの	<p>(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 一般広告の表示内容</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>

			は、矢印、距離等の案内し、 又は誘導するための表示の ないものであること。	
		イ アーケード に添加するもの	(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。 (イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。	
		ウ 電柱、街灯 柱その他これらに類するもの (消火栓標識柱を除く。) を利用するもの	(ア) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。 (イ) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。	
		エ 消火栓標識 柱を利用するもの	つり下げるもの (ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 個数は、1本につき1個であること。	
2	貼り 紙、貼 り札、 立看板 その他	壁面及び塀を利用するもの	(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。	(ア) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに

<p>これらに類するもの</p>		<p>と。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
<p>3 その他 の広告物等</p>	<p>(1) アドバルーン</p>	<p>表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。</p>	
	<p>(2) 広告幕及び広告網</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上</p>

		<p>であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部</p>	<p>であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>c 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
--	--	--	--

備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

(2) 条例第6条第4項の基準

ア 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

広告物等の種類		第1種特別規制地域において 表示し、又は設置する場合	第2種特別規制地域において 表示し、又は設置する場合
1 広告塔、広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上10メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。
	(2) 建築物を利用するもの	ア 屋上に設置するもの (ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ5メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ10メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。
	イ 壁面から突き出すもの	(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。	

	ウ 壁面を利用するもの	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
(3) 工	ア 塀を利用するもの	<p>(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	<p>(ア) 突き出すもの</p> <p>a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(イ) 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>

		ウ 消火栓標識 柱を利用する もの	つり下げるもの (ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 個数は、1本につき1個であること。
2 貼り 紙、貼 り札、 立看板 その他 これら に類す るもの	壁面及び塀を利用するもの		(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 (ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 (エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。
3 その 他の広 告物等	(1) アドバルーン		表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。
	(2) 広告幕及び広告網		(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。 (イ) 壁面又は塀を利用するもの a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合

		<p>合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	(3) のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>

(3) 条例第6条第5項の基準

ア 野立てのもの

(ア) 案内図板等

- a 事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。

- d 案内広告は、案内し、又は誘導する事業所等の名称、矢印、距離等必要最小限の表示とし、サービス内容、商品名、住所、電話番号等又は案内し、若しくは誘導するための地図の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。
- e 写真、絵（商標を除く。）の表示のないものであること。
- f 案内広告の地の色彩が、明度3以上、かつ、彩度8以下のものであること。
- g 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。
- h 高さが、地上5メートル以下であるものであること。
- i 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。
- j 案内広告に表示された矢印、距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字を表示しないものであること。
- k iの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。

(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識

道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの

(ア) 突き出すもの

- a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。
- b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車

道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。

c 個数は、1本につき1個であること。

(イ) 巻き付けるもの

1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。

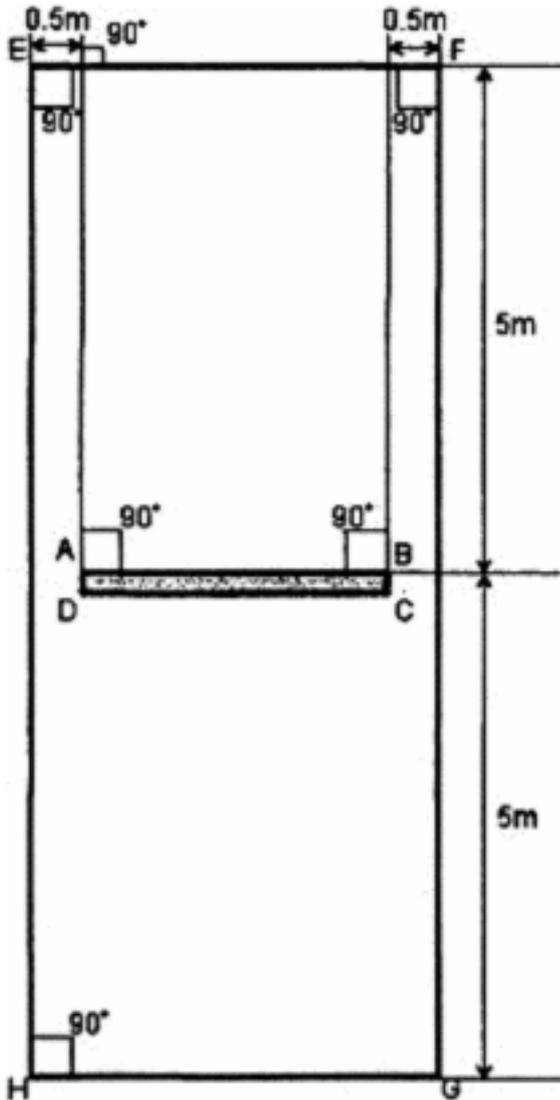
ウ 消火栓標識柱につりさげるもの

(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。

(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。

(ウ) 個数は、1本につき1個であること。

別図



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

3 1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあっては、これらを表示し、又は設置す

る特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止する上で支障のないものであること。

様式第 1 号 (第 9 条第 1 項関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

申請者 住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 } ⑩

広告物を表示 したいので、伊豆の国市屋外広告物条例第10条第1項の規定により
掲出物件を設置
申請します。

広 告 物 の 種 類	
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所	
表 示 の 内 容	
形 状 及 び 面 積	
材 料 及 び 構 造	
色彩、意匠その他の表示方法	
広告物の表示又は掲出物件の設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 施 工 者	氏名又は名称
	住 所
	屋外広告物業届出済証の番号
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
備 考	

(注) 不要の文字は、抹消してください。

様式第2号（第12条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
屋外広告物許可期間更新申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印

伊豆の国市屋外広告物条例第13条第2項の許可の期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

広告物の種類	
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所	
表示の内容	
形状及び面積	
材料及び構造	
色彩、意匠その他の表示方法	
現在受けている許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
現在受けている許可の番号	第 号
更新期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

様式第3号（第12条第2項第2号関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

屋外広告物点検報告書

対象物件	広告物の種類			
	広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所			
	設置年月日	年 月 日		
	現在受けている許可の年月日	年 月 日		
	現在受けている許可の番号	第 号		
点検箇所	点検項目	補修を要する 不良箇所	補修の概要	
			補修年月日	補修の内容
上部構造・ 基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	年 月 日	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	年 月 日	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	年 月 日	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有 無	年 月 日	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有 無	年 月 日	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	年 月 日	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	年 月 日	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有 無	年 月 日	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	年 月 日	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	年 月 日	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	年 月 日	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	年 月 日	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	年 月 日	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	年 月 日	
その他	1 附属部材の腐食、破損	有 無	年 月 日	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	年 月 日	
	3 その他点検した事項 ()	有 無	年 月 日	
点検した日時		年 月 日 時 分		
点検実施者	住所			
	氏名			
*堅ろうな広告物の点検実施者は1～4の資格者に限ります。	資格等	1 屋外広告士 2 広告美術料の職業訓練指導員の免許所持者、広告美術仕上げ技能士又は広告美術料の職業訓練修了者 3 一級又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 4 屋外広告物点検技能講習修了者 5 その他		

(注) 対象物件が堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件である場合は、点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付すること。

屋外広告物 変更 許可申請書
改造

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } ㊟

広告物 を 変更 したいので、伊豆の国市屋外広告物条例第14条第1項の規定に
掲出物件 を 改造 より申請します。

広 告 物 の 種 類	
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所	
現在受けている許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
現在受けている許可の番号	第 号
変更 改造 の内容	
変更 改造 の理由	
備 考	

(注) 不要の文字は、抹消してください。

様式第5号（第15条第1項関係）
屋外広告物許可証

屋外広告物許可証			
	番 号	第	号
	期 限	年	月 日

(注) 大きさは、縦36ミリメートル横65ミリメートル又は縦72ミリメートル横130ミリメートルとする。

様式第6号（第15条第2項関係）
屋外広告物許可済証

屋外広告物 許 可 済 証			
期限	年	月	日
番号 第 号 伊豆の国市			

(注) 大きさは、直径45ミリメートルとする。

様式第7号（第16条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

堅ろうな広告物管理者 設置
変更 届

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

届出者 住所
氏名

{

法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

}

㊟

堅ろうな広告物管理者を 設置
変更 したいので、伊豆の国市屋外広告物条例第18条第1
項の規定により届け出ます。

広 告 物 の 種 類			
広告物を表示し、又は掲出物 件を設置する場所			
表 示 の 内 容			
形 状 及 び 面 積			
材 料 及 び 構 造			
現在受けている許可の期間	年	月	日から 年 月 日まで
現在受けている許可の番号	第	号	
設置 変更 年月日	年	月	日
新 管 理 者	住 所		
	氏名又は名称		
旧 管 理 者	住 所		
	氏名又は名称		
備 考			

(注) 不要の文字は、抹消してください。

様式第8号（第16条第3項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
屋外広告物設置者変更届

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

届出者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印

広告物設置者を変更したので、伊豆の国市屋外広告物条例第18条第2項の規定により届け出ます。

広告物の種類		
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所		
表示の内容		
現在受けている許可の期間	年 月 日から	年 月 日まで
現在受けている許可の番号	第	号
変更年月日	年	月 日
旧設置者	住所	
	氏名又は名称	
変更の理由		
備考		

様式第9号（第16条第4項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

屋外広告物設置者
堅ろうな広告物管理者

の 氏名
名称 変更届
住所

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

届出者 住所 氏名

{ 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } ㊞

屋外広告物設置者
堅ろうな広告物管理者

の 氏名
名称 住所

を変更したので、伊豆の国市屋外広告物条例第18

条第3項の規定により届け出ます。

広 告 物 の 種 類	
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所	
表 示 の 内 容	
現在受けている許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
現在受けている許可の番号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	住 所
	氏名又は名称
変 更 後	住 所
	氏名又は名称
備 考	

(注) 不要の文字は、抹消してください。

様式第10号（第16条第5項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
屋外広告物滅失届

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

届出者 住所 氏名

{ 法人にあっては、その
 主たる事務所の所在地
 法人にあっては、その
 名称及び代表者の氏名 } 印

広告物 掲出物件 が滅失したので、伊豆の国市屋外広告物条例第18条第4項の規定により届
 け出ます。

広 告 物 の 種 類	
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所	
表 示 の 内 容	
現在受けている許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
現在受けている許可の番号	第 号
滅 失 年 月 日	年 月 日
滅 失 の 理 由	
備 考	

(注) 不要の文字は、抹消してください。

様式第11号 (第17条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

屋外広告物除却届

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

届出者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } 印

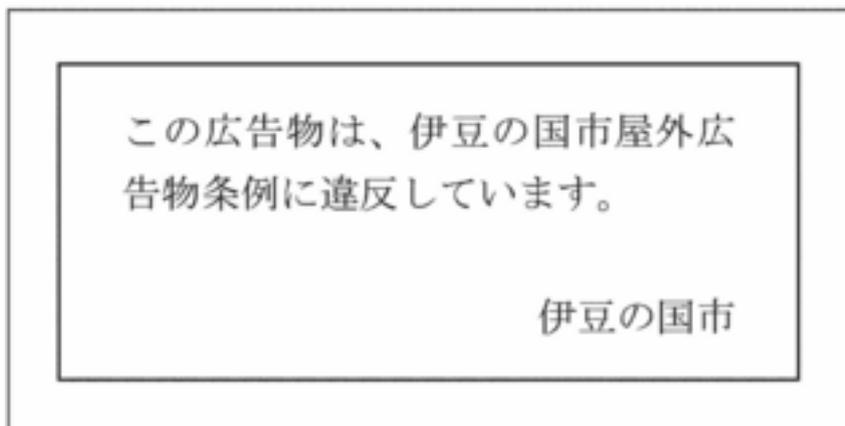
広告物 除却したので、伊豆の国市屋外広告物条例第19条第2項の規定により届け
掲出物件 出ます。

広 告 物 の 種 類	
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所	
表 示 の 内 容	
現在受けている許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
現在受けている許可の番号	第 号
除 却 年 月 日	年 月 日
除 却 の 理 由	
備 考	

(注) 不要の文字は、抹消してください。

様式第12号（第18条第1項関係）

標章

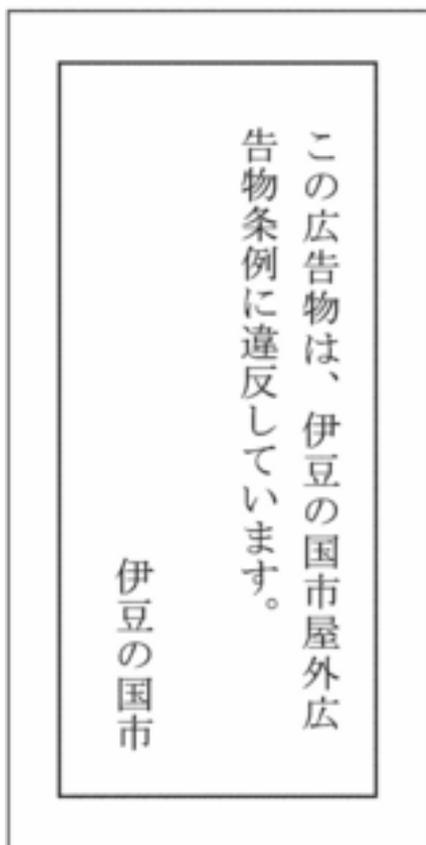


(注)

- 1 長さは、縦と横の比率を1対2とする。
- 2 色彩は、外縁、内縁及び文字を黒色、枠を黄色、地を白色とする。

様式第13号（第18条第1項関係）

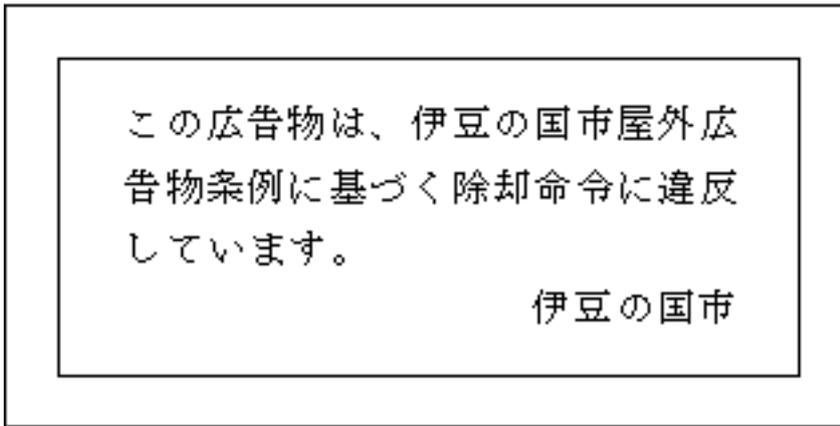
標章



(注)

- 1 長さは、縦と横の比率を2対1とする。
- 2 色彩は、外縁、内縁及び文字を黒色、枠を黄色、地を白色とする。

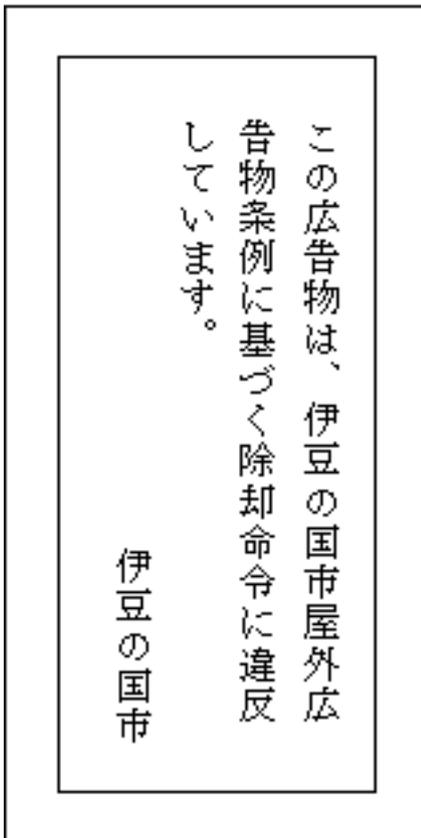
様式第14号（第18条第2項関係）
標章



（注）

- 1 長さは、縦と横の比率を1対2とする。
- 2 色彩は、外縁、内縁及び文字を黒色、枠を赤色、地を白色とする。

様式第15号（第18条第2項関係）
標章



（注）

- 1 長さは、縦と横の比率を2対1とする。
- 2 色彩は、外縁、内縁及び文字を黒色、枠を赤色、地を白色とする。

様式第16号（第19条関係）（用紙 縦83ミリメートル横58ミリメートル）

身分証明書

(表)

第 号
身分証明書
所 属
氏 名
年 月 日生
上記の者は、伊豆の国市屋外 広告物条例第24条第1項の規定 により立入検査を行う権限を有 する者であることを証明する。
年 月 日交付
伊豆の国市長 氏名 

(裏)

伊豆の国市屋外広告物条例（抜粋） （報告及び検査）
第24条 市長は、この条例の施行に 必要な限度において、広告物を表 示し、若しくは掲出物件を設置す る者又はこれらを管理する者に対 し、報告若しくは資料の提出を求 め、又はその職員に、広告物及び 掲出物件の存する土地又は建物に 立ち入り、広告物又は掲出物件を 検査させることができる。
2 前項の職員は、その身分を示す 証明書を携帯し、関係人の請求が あったときは、これを提示しなけ ればならない。
3 第1項の規定による立入検査の権 限は、犯罪捜査のために認められ たものと解釈してはならない。

様式第17号（第20条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4横型）

保管広告物又は掲出物件一覧簿

整理番号	種 類	形 状	数 量	放置されてい た場所	除却した年月 日	保管を始めた 年月日時	保管の場所	備 考

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

返還を受けた者 住所 氏名

{ 法人にあっては、その
 主たる事務所の所在地 }
 { 法人にあっては、その
 名称及び代表者の氏名 }

⑩

下記のとおり広告物又は掲出物件（現金）の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時		年 月 日 時 分
返 還 を 受 け た 場 所		
返還を受けた 広告物又は掲 出物件	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
返 還 を 受 け た 金 額		